

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第49回）議事要旨  
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成29年9月21日（木） 11:00～11:40

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）新関輝夫，田邊宜克，永松健幹，野口郁子，山田賀規（敬称略。

五十音順）

（庶務）古賀総務課長，大跡総務課課長補佐

（説明者）安永事務局長

4 議題

平成30年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

155 9月7日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について

（通知） ※添付省略

156 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

（検察庁宛て）

157 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

（弁護士会宛て）

6 協議等

平成30年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

- (1) 庶務から，指名諮問委員会から指名候補者（当委員会関係では，平成30年上半期の再任（判事任命）候補者のみ）について指名の適否に関する情報を11月8日（水）までに指名諮問委員会に報告するよう通知があった旨説明された。

(2) 庶務から、前回と同じ案文の審議資料 156 及び 157 の依頼文書（案）を作成した旨説明されたところ、委員から、次のとおり意見が述べられた。

- ・ 依頼文書については、できる限り多くの情報が寄せられるような記載にすべきであり、審議資料 157 の依頼文書（案）について、「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」と記載する必要はない。この記載は、弁護士会が独自に実施している段階評価式による裁判官評価アンケートについて、裁判所が否定的な評価をしているという印象を与える。

- ・ 毎年新たに弁護士になる者がいることから、段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという考え方をこれまで同様に伝えることは意味がある。

指名諮問委員会が、委員会の情報収集のあり方として段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという考え方を示している。

- ・ 上記依頼文書（案）の「弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではな」い旨の記載についても、近年、当地域委員会で情報の取りまとめが行われたことはないし、例えば、封緘した情報を集め、まとめて裁判所に送付すること、いわゆる取次ぎという方法は指名諮問委員会がいう情報の取りまとめにはあたらないと思われるので、この記載は不要である。

- ・ 適正に取次ぎが行われたことを客観的に明らかにする手段はないと思われる。

- ・ 複数の弁護士が記載し封緘された情報が裁判所に送付されたとしても、受領した裁判所としては、どの段階で封緘されたのかわからないため、取りまとめて送付したのか、単なる取次ぎなのかを区

別することは困難ではないか。

以上の意見等が出され、審議の結果、審議資料156及び157の依頼文書（案）を、各検察庁及び各弁護士会宛に送付して情報提供を依頼することが了承された。

## 7 報告事項

庶務から、7月7日、指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申されたことが報告された。

判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者関係については、判事任命願又は再任願を提出した69人について審議が行われ、いずれも指名適当との答申になった。

## 8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第50回）の期日が、次のとおり指定された。

11月1日（水）午後2時00分